

情 個 審 第 1 3 号

令和7年6月19日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年8月9日付け茨城県公安委員会第949号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の期間の特定の場所における一時停止取締りの検挙件数及び内訳」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第222号）

（情報公開答申第188号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和6年2月29日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一時停止違反取締りの検挙件数とその内訳（〇〇ナンバー、その他の県内ナンバー、県外ナンバーに分類された情報）

2 実施機関の決定及び通知

令和6年3月12日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け茨城県警察本部（県セ）指令第184号により、審査請求人に通知した。

実施機関は、当該通知において、本件処分の理由として、本件行政文書の存否を答えること自体が、特定の日時、場所における交通取締り（以下「取締り」という。）の実施の有無等を明らかにすることとなり、その結果、悪質運転者等が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高く、公共の安全と秩序の維持及び厳正かつ公平な取締り業務の遂行に支障を及ぼすこととなるため、本件行政文書の在否について答えることはできず、仮に本件行政文書が存在するとしても、条例第7条第4号及び同条第6号の規定により不開示となるものであるとした。

3 審査請求

令和6年5月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

開示請求を求めた場所は、一か所に限られており、しかも審査請求人は取締実施場所の近隣に居住する住人である。自宅にいる際には、取締り状況をサイレンやトラメガの音声等で頻繁に聞いている。この取締りは、近隣に住む住民の中では既に周知の事実であり、したがって取締場所、日時の特定期間はもはや公然の秘密であり、特定の日時、場所における取締りの実施の有無を秘匿する理由には当たらない。そして、実施場所における交通違反の多くは標識の見落としが原因ではないか、と思われる。

開示請求で目的とする情報は「検挙件数とその内訳・県外ナンバー、〇〇ナンバー、県内ナンバー」であり、特に必要な情報は検挙者の車両の地域分布である。地域住民からは、一時停止の標識の設置場所が不適切で、〇〇〇に訪れた観光客に対して不親切であるとの声も多数上がっている。

交通違反の取締りを繰り返すよりも、むしろ標識の位置を見直して交通の円滑化を図る方が公共の安全と秩序の維持という法理、目的に即しているのではないかと考える。

(2) 反論書における主張

条例第10条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しているが、茨城県警察本部が公開している「事故分析だより・市町村別交通事故発生状況」によると、〇〇市における交通事故発生件数は令和4年が〇〇〇件、令和5年が〇〇〇件とあり、更に詳細な統計資料も、誰にでも閲覧可能となっている。したがって、取締りの統計資料も警察署内に当然に存在する、と類推するのが自然である。また、開示請求をしている取締りの実施場所は、地元の居住者にとっては隠しようがなく、日常的に行われている事実である。既に広く住民に知られている事例に対し、条例第10条は該当しないものとする。

仮に、原子力発電所等の重要施設が併設しているならば、取締り場所を秘匿する必要性も理解できるが、本件開示請求で「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の交通取締り情報、その中の一部が公開されたとして、交通事故の未然防止、危険運転の早期排除という目的の大きな妨げになるとは社会通念上、到底考えられない。

実施機関は、もし同様の開示請求が繰り返し行われ、これが公にされた

場合、これらの情報を分析すれば悪質な運転者を見逃すことになる、と主張している。

審査請求人は、令和6年2月29日に本件開示請求を行っているが、反論書提出時点で〇月中旬である。失礼ながら短気な傾向の見られる違反常習者が、審査請求人と同じ行政手続きを、数ヶ月の審査期間をも顧みず、また複数の取締り場所に対し開示請求をし、情報を分析し、取締りを回避しようとするというのは非効率で到底割に合わない。そんな事を考えている者は、恐らく皆無である。何をもって悪質な違反者と見なすのかは存じ上げないが、もし、そのような人物(団体)がいたとして、開示請求を頻繁に行っていたら、非常に目立つ行為なので、不審人物(団体)の特定は容易に可能である。「悪質な運転者が取締り場所でのみ交通法規を守り、それ以外の場所においては交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高い。」との主張は成り立たない。

〇〇〇〇〇〇〇〇の取締りは、開示後も当然に実施されうるもので、今後も警察署の裁量で存分に実施すればよいだけのことである。

また、茨城県公安委員会の弁明書は、定型文のようでもあり、当方の請求内容と弁明の内容にズレが生じている。弁明書には何かしらの判例があり、その中から使えそうな文言を切り取り、転用したようにも読み取れる。

添付した地図に示すように、〇〇〇〇〇〇〇〇という複雑な交差点において、現状は標識による視線誘導が不適切であり、運転者の誤認を助長しているのではないか。まずは統計資料によってその実態を把握することで、円滑な車両通行の妨げとなっている原因を特定する必要がある、と考えている。

先の請求情報の開示を改めて請求するとともに、弁明書の元となった判例が何処のものか、執行機関と判決文、その年月日の開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の場所で行われた、過去〇年間の一時停止違反に係る取締りの検挙件数とその内訳の開示を求めるものである。

このような開示請求に対して対象文書の存否を明らかにすることは、特定の場所において取締りが行われたか否かという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせることになる。

2 本件存否情報の不開示妥当性について

取締りに関しては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑

を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする道路交通法の趣旨に従い、交通事故の未然防止、危険運転者の早期排除を主眼として実施しているものである。

本件行政文書を開示すれば、過去に実施された取締りの日時、場所が明らかになり、さらには、同様の開示請求が繰り返し行われ、これが公にされた場合、これらの情報を分析すれば、将来行われる取締りの場所等が容易に推測されることとなり、悪質な運転者等が、取締り場所でのみ交通法規を守り、それ以外の場所においては交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高く、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難になるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなるとともに、厳正かつ公平な交通指導取締り業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件行政文書が存在するか否かの情報は、条例第7条第4号にいう犯罪の予防や鎮圧をはじめ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める相当な理由がある情報であるとともに、同条第6号にいう警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

したがって、上記(2)のとおり、本件存否情報は不開示情報に該当することから、条例第10条により開示請求を拒否したものである。

4 結論

以上のことから、本件行政文書の存否を答えることができないとして、不開示決定を行ったものであり、実施機関としては、法の規定に基づき適切な処分を行ったものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間に○○○○○○○○で行われた一時停止違反取締りの検挙件数とその内訳(○○ナンバー、その他の県内ナンバー、県外ナンバーに分類された情報)であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号においては、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものが、不開示情報とされている。

イ これを本件についてみるに、仮に本件行政文書が存在しているとすれば、本件行政文書には、本件存否情報が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、取締りの実施上の留意事項を確認させたところ、取締りを実施する場所や時間帯については、違反者や取締りを行う警察官の安全を確保する必要があることや、交通渋滞の発生を防ぐ必要があることから、無制限に決定できるものではなく、また、交通事故の抑止対策として将来にわたり継続的に実施していくものであるとのことであった。

当該実施機関の回答に不自然又は不合理な点は認められず、これを前提に検討すると、取締りの場所等については無制限に決定できるものではなく、一定の制約があるところ、本件存否情報が公になると、将来行われる取締りの場所、取締りの頻度等が容易に推測されることとなり、悪質な運転者等が、取締り場所でのみ交通法規を守り、それ以外の場所においては交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高く、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難になるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

さらに、同号については、同種の事務又は事業が反復される場合には、当該情報の開示が将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も含まれると解されている。

イ これを本件についてみるに、上記(1)イのとおり、取締りの場所等については無制限に決定できるものではなく、一定の制約があるところ、本件存否情報が公になると、将来行われる取締りの場所、取締りの頻度等が容易に推測されることとなり、悪質な運転者が取締りの頻度が高い

場所でのみ交通法規を守ることとなった場合、特定の場所での取締りの対象となる交通違反の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみるに、上記(1)及び(2)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第4号及び第6号の不開示情報に該当すると認められるところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなると認められる。

よって、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、この取締りは、近隣に住む住民のなかでは既に周知の事実であり、従って取締場所、日時の特定期はもはや公然の秘密であり、特定の日時、場所における取締りの実施の有無を秘匿する理由には当たらない、と主張している。

しかし、審査請求人や近隣住民など、一部の者に取締りの事実が明らかであったとしても、公知の事実であるとまでは言えず、また、条例に定める情報公開制度は、開示請求者が何人かを問わずに開示・不開示の決定をするものであることから、開示請求者が取締りの有無を知っているかという個別的な事情を考慮すべきものではない。

また、審査請求人の上記主張及びその他の主張は、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
令和6年	8月	9日	諮問受理
令和7年	5月	20日	審査（令和7年度第2回審査会第一部会）
令和7年	6月	17日	審査（令和7年度第3回審査会第一部会）